

大竹市こども誰でも通園制度の認可及び確認に係る意見聴取について

1 概要

令和 8 年 4 月 1 日から実施開始予定のこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を開始するため、制度を実施する施設の認可について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 4 項の規定により、下記のとおり意見を聴取するもの。また、制度を実施する施設が制度の実施に伴う給付を受けるための確認について、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり意見を聴取するもの。

参 考

【児童福祉法】

第 34 条の 15 第 4 項 市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【子ども・子育て支援法】

第 54 条の 2 第 3 項 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

2 認可を行う施設（私立保育施設のみ）

公立 / 私立	施設名	施設所在地	実施方法
私立	知恩保育園	大竹市玖波三丁目 11 番 12 号	余裕活用型
私立	こぐま園	大竹市油見一丁目 15 番 8 号	余裕活用型

【参考】こども誰でも通園制度に関する Q&A 抜粋【こども家庭庁保育政策課作成】

No.	事 項	質 問	回 答
48	認可手続	公立施設において乳児等通園支援事業を行う場合、「認可」も「意見聴取」も不要だと認識していますが間違いないでしょうか。（公立の地域型保育事業所と同じ取扱いでよろしいでしょうか。）	ご認識のとおりです。

3 確認を行う施設

公立 / 私立	施設名	施設所在地	実施方法
公立	小方認定こども園	大竹市小方一丁目 11 番 1 号	0 歳児：余裕活用型 1 歳児及び 2 歳児：一般型 (利用定員 2 名程度)
私立	知恩保育園	大竹市玖波三丁目 11 番 12 号	余裕活用型
私立	こぐま園	大竹市油見一丁目 15 番 8 号	余裕活用型